

アレルギー物質を含む加工食品

1. 食物アレルギーとは

私たちが食物を食べた時、体が食物を異物として認識し、自分の体を守るために過敏な反応を起こすことです。症状は「かゆみ・じんましん」「唇の腫れ」「まぶたの腫れ」「嘔吐」「咳・ぜんそく」などです。重症な場合は、原因となる物質を食べて数分から30分以内に、口腔内違和感や悪心、嘔吐、意識障害、血圧低下、発疹など、さまざまな症状が全身にあらわれ、ショック症状（アナフィラキシーショックといいます）が起こり、死に至る場合があります。

この反応は、人によってその原因物質や反応を引き起こす量が異なります。また、同じ人であっても体調によってその反応が変わります。

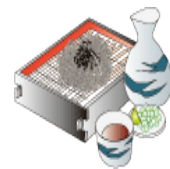
2. 表示の義務づけ

特定のアレルギー体質をもつ方の健康危害の発生を防止する観点から、過去の健康危害等の程度、頻度を考慮し、平成13年に、食品衛生法施行規則等の改正が行われ、容器包装された加工食品に対し、特定のアレルギー物質を含む食品（特定原材料）を含む旨の表示が義務づけられました。

平成27年4月には、食品衛生法、JAS法（農林物資の規格化等に関する法律）及び健康増進法の3法の食品表示に関する規定が一元化された食品表示法が施行され、引き続き、容器包装された加工食品へ特定原材料を使用した旨の表示が義務付けられています。

3. 食品表示法に基づく表示の概要

アレルギー表示対象は表の28品目です。このうち、特に症状が重症となったり、症例数が多い8品目（特定原材料）は、表示が義務付けられています。残り20品目は表示が奨励されています。



①表示品目

表示が義務づけられている8品目 （特定原材料）	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、くるみ
表示を奨励している20品目 （特定原材料に準ずるもの）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

②表示が免除される場合

対面販売や飲食店等で販売される食品には、特定原材料の表示義務がありません。しかし、健康被害防止のために、店頭やメニューに特定原材料の表示を行うなど、情報提供に努めるよう広く呼びかけています。

③表示方法

アレルギー物質は、以下のような方法で表示されます。

区分	表示方法	表示例
個別表示	個々の原材料や添加物の直後に括弧書きで特定原材料等を含む旨を表示する。	①繰り返しになる特定原材料等を省略しない場合 …、ごま、醤油（大豆・小麦を含む）、マヨネーズ（大豆・卵・小麦を含む）、… ②繰り返しになる特定原材料等を省略する場合 …、ごま、醤油（大豆・小麦を含む）、マヨネーズ（卵を含む）、…
一括表示	当該食品に含まれる全ての特定原材料等について、原材料欄※の最後に括弧書きで特定原材料等を含む旨を表示する。 ※ 原材料と添加物を事項欄を設けて区分している場合は、それぞれ原材料欄の最後と添加物欄の最後	…、ごま、醤油、マヨネーズ、…（一部に小麦・卵・えび・大豆を含む） (注) ・食品表示法が施行され、特定原材料等そのものが原材料として表示されている場合や、代替表記等で表示されているものも含め、一括表示には当該食品に含まれる全ての特定原材料等を表示することとなりました。

- ・ 個別表示が原則ですが、表示面積に限りがあり、一括表示でないと表示が困難な場合等は、一括表示も可能です。なお、個別表示と一括表示を組み合わせることはできません。

4. 神戸市の検査状況

検査の流れ

①スクリーニング検査→ ②製造記録の確認→ ③確認検査→ ④表示の適否の判断

神戸市ではアレルギー物質の表示が適正にされていることを確認するため、検査を行っています。

神戸市健康局保健所

東部衛生監視事務所（東灘、灘、中央、北） 中央区東町115番地 中央区役所7階

西部衛生監視事務所（兵庫、長田、須磨、垂水、西）長田区北町3丁目4-3 長田区役所5階

食品衛生検査所 兵庫区中之島1-1-1

神戸市健康局食品衛生課 中央区加納町6丁目5-1

お問い合わせ先（生活衛生ダイヤル）

TEL：078-771-7497（電話受付は平日8：45～17：30）

FAX：050-3156-2902

E-mail：pwd-kobe-eisei@persol.co.jp

※生活衛生ダイヤルでは、生活衛生業務の一次対応を行っています。